

# 立命館大学大学院応用人間科学研究科校友会規約

## 第1条（名称）

名称は、立命館大学大学院応用人間科学研究科校友会（以下「本会」という）と称する。

## 第2条（事務局）

本会は、その事務局を立命館大学独立研究科事務室に置く。

## 第3条（目的）

本会は、会員の親睦・相互扶助を図るとともに、立命館大学校友会の活動と連携しつつ、母校の発展に寄与することを目的とする。

## 第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の親睦交流を図るための講演、研究会、その他文化的活動ならびに親睦会の開催
- (2) クラスター・ゼミの親睦会開催の援助
- (3) 就職情報の提供など、研究科への協力
- (4) その他会の目的達成に必要な事業

## 第5条（会員）

本会は、以下の者が会員となる。

- (1) 立命館大学大学院応用人間科学研究科在籍者および修了者。
- (2) 応用人間科学研究科に所属する教員または教員であった者。
- (3) カウンセラーなど応用人間科学研究科院生の指導に関わった者。
- (4) 第23条第2項の会費を支払った者。

## 第6条（賛助会員）

本学の職員は賛助会員となることができる。

## 第7条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体の解散又は個人の死亡。
- (3) 会費の請求から1年以上会費を滞納したとき。但し、喪失後、会費を納めた場合は復権する。

## 第8条（退会）

会員は、校友会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

## 第9条（拠出金品の不返還）

既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第10条（役員）

本会に次の役員を置く。

- |                |      |
|----------------|------|
| 1.会長           | 1名   |
| 2.副会長          | 若干名  |
| 3.事務局長         | 1名   |
| 4.クラスター・ゼミ代表幹事 | 若干名  |
| 5.会計           | 若干名  |
| 6.監査役          | 2名   |
| 7.顧問           | 研究科長 |

## 第11条（役員を選任等）

- 1.会長、副会長および監査役は、総会において選任する。クラスター・ゼミ代表幹事はクラスター・ゼミの推薦により、会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。
- 2.役員任期は、原則として2年。ただし、再任を妨げない。

## 第12条（役員職務）

- 1.会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2.副会長は、会長を補佐する。
- 3.事務局長は、事務局を統括する。
- 4.幹事は、会務を執行する。
- 5.会計は、総会および役員会の意思を受けて、本会経費の運用を図る。
- 6.監査役は、本会の事業ならびに会計を監査し、総会または役員会に報告する。

## 第13条（役員選任等）

- 1.補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 2.前項の規定にかかわらず、任期に末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

## 第14条（監査役職務）

監査役は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 役員業務執行の状況を監査すること。
- (2) 会計および財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 役員業務執行の状況又は財産の状況について、役員に意見を述べること。

#### 第15条（役員欠員補充）

役員又は監査役のうち、その定数の3分1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第16条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第17条（役員および監査役の報酬等）

- 1.役員および監査役は無報酬とする。
- 2.役員および監査役には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3.前項に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長、副会長の了承を得るものとする。
- 4.役員会に出席する交通費（自宅・職場から会場）については、往復実費を支給するものとする。尚、実費の上限は5,000円までとし、会長の承認がない限り公共交通機関の利用を原則とする。また、出席の為に事前事後の宿泊が必要な場合は、同様に会長の承認を必要とする。

#### 第18条（総会）

- 1.定期総会は、原則として1年に1回開催し、本会の事業の基本方針を決定する。ただし、役員会が必要と判断したときは、臨時総会を開催することができる。
- 2.総会は、会長が召集する。
- 3.総会の決議は出席会員の過半数の同意を得なければならない。
- 4.総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければならない。

#### 第19条（役員会）

- 1.役員会は、事業の実施にあたる。役員会は必要に応じて開催し、本会事業の実施にあたる。ただし、役員会の過半数の要請があるときは臨時に役員会を開催しなければならない。
- 2.役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3.役員会の議決は、出席役員会の過半数の同意を得なければならない。尚、正当な理由により役員が欠席する場合は、議長への委任状又は委任代理出席を認めることとする。

#### 第20条（権能）

- 1.総会は、以下の事項について議決する。
  - (1)規約の変更
  - (2)役員を選任又は解任
  - (3)事業計画及び収支予算
  - (4)事業報告及び収支決算
  - (5)その他運営に関する重要事項

2.役員会は、次の事項について議決する。

- (1)総会に付すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)事務局の組織及び運営
- (4)その他運営に関して必要な事項

#### 第 21 条（議決）

- 1.総会における決議事項は、第 18 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2.総会及び理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 22 条（表決権等）

- 1.各会員及び各役員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する会員及び役員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 23 条（会計）

- 1.本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって維持するものとする。
- 2.会費は終身会費 10,000 円とし、2 回生時に徴収する。7 期生までの会費は別途徴収する。
- 3.賛助会費は 5,000 円とする。
- 4.本会計年度は毎年 10 月 1 日より、翌年 9 月 30 日とする。

#### 第 24 条（事務局）

本会の事務を円滑に遂行するため、事務局長は会長の承認を経て、若干名の事務局員を任命することができる。

#### 第 25 条（議事録）

- 1.総会および役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1)日時および場所
  - (2)会員および役員総数と出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2.議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名した上、この議事録を 5 年間備え置く。

#### 第 26 条（事業計画及び予算）

事業計画及び予算は、役員会が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

#### 第 27 条（暫定予算）

1. やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 28 条（予備費の設定及び使用）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。
2. 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

#### 第 29 条（予算の追加及び更正）

1. 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、役員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 30 条（事業報告及び決算）

1. 事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに役員会が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 31 条（細則）

この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

#### 第 32 条（規約の変更）

本規約は、総会において出席した会員の過半数の賛成を得て変更することができる。

#### 第 33 条（届出）

会員は氏名・住所・勤務先等に変更が生じたときは速やかに変更事項をこの会に届けるものとする。

（付則）本規約は 2007（平成 19 年）年 9 月 1 日から施行する。

本規約は 2008（平成 20 年）年 10 月 1 日から施行する。（改正）